

相談事例

ID: 07-01-013

相談タイトル

ほとんど人の出入りのない隣家の管理について

Q: ご相談内容

隣家は普段誰も住んでいないようだが、夜になると時折人の出入りがあるらしい。
隣家の草木が生い茂りジャングルのようになってとても迷惑している。
市役所の空き家対策の課に連絡したところ、人の出入りがあるのであれば空き家とは言えず、基本はその住人に管理していただくことになるといわれた。
空き家とは言えないので、このような場合、住まいの相談センターに連絡すれば相談にのってもらえると思い連絡した。隣家の生い茂った草木について、何か良い対応策はないか聞きたい。

A: 回答

建築物の所有者、管理者または占有者には、建築物やその敷地について、建築基準法で常時適法な状態に維持・管理することが努力義務とされています。
空き家ではないとすると、出入りされている者に対し、適法な状態での維持・管理を求める事になります。相手となる人の特定が難しい場合は、自治会長や民生委員等、自治会役員の方であれば一定の情報をお持ちかと思われるため、まずは自治会の方に相談されてはと思います。
隣家が空き家という事であれば、市役所の担当課で調査のうえ所有者に通知する等の対応は行うと思いますが、実態として草木の生い茂っている状況がすぐに改善されると言うことは難しい場合も想定されます。